

監督処分情報

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	光興業
主たる営業所の所在地	兵庫県相生市
許可番号	兵庫県知事(般-30)第462103号
許可を受けている建設業の種類	(一般)とび・土工工事業、解体工事業

2 処分に関する事項

処分年月日	令和4年6月10日	処分を行った者	中播磨県民センター長
根拠法令	建設業法第28条第3項(同条第1項第3号該当)		
処分の内容			
建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止			
1 停止を命じる営業の範囲 とび・土工工事業、解体工事業			
2 期間 令和4年6月24日から令和4年6月26日までの3日間			
処分の原因となった事実			
光興業代表者は、その業務に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)違反により、姫路簡易裁判所において罰金50万円の判決を受け、令和2年7月7日に刑が確定した。 このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。			